

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月19日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第3号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則
天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員
会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「庶務係」を「総務係」に、「学務係 指導係」を「指導係」に
改める。

第2条中「庶務係」を「総務係」に改め、同条庶務係の項中第26号を第32号
とし、第25号を第31号とし、第24号の次に次の6号を加える。

- (25) 児童及び生徒の就学事務に関すること。
- (26) 児童及び生徒の受託に関すること。
- (27) 就学困難な児童及び生徒の援助に関すること。
- (28) 育英事業に関すること。
- (29) 学校給食の運営及び給食物資の管理に関すること。
- (30) 学校給食費の徴収及び管理に関すること。

第3条学務係の項を削り、指導係の項に次の4号を加える。

- (17) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (18) 学級編成に関すること。
- (19) 学校教育に係る調査及び統計に関すること。
- (20) 課の処務に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。